

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
J2-0	その他の時計

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」			
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>	
J2-0	全	その他の時計	
<b>参考分類・参考物品</b>			
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>		
E1-6710	時計おもちゃ(時計おもちゃ)(腕時計おもちゃ)		
L3-12	時計塔		
<b>再掲載指示</b>			
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>		
B6-41	時計付きライター		
<b>この分類に含まれる物品</b>			
<b>定義</b>			
<p>時間の測定表示機能を有する機器で、従来の方法によらない新しい、測定、表示方法を採用のもの。                  時計であって、以下の分類に含まれないもの。                  屋外用時計塔はL3-12に分類する。屋外用時計塔に取り付けられる時計本体や、建造物の側壁に設置される大型からくり時計はJ2に分類する。</p>			
登録1143336号 自動車用時計 	登録1094766号 設備時計 	登録1128955号 外壁取り付け用時計 	登録1018860-002 時刻投影機 
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>			
時計付き衣服ベルト用バックルは、B9-131に分類する。			
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>			
<b>過去に分類した物品の名称</b>			
自動車用時計	外壁取り付け用時計	時刻投影機	
天井吊り下げ時計	運動競技用計時機	クリップ式時計	